



ジェネリック医薬品をご活用ください

ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、同一の効果を持つものをジェネリック医薬品(後発医薬品)といいます。新薬の特許期間が終了した後に販売され、開発コストがかからないことから、価格が安く抑えられています。また、大きさや味、保存性などが工夫、改良されている場合もあります。

なぜジェネリック医薬品なの？

高齢化や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は増加の傾向にあり、これからも上昇していくと予想されています。その医療費は、皆さんの窓口負担や国保税などによって成り立っています。

ジェネリック医薬品を利用することで、医療水準はそのままに全体の医療費を抑えることができるため、皆さんの負担軽減につながります。

ジェネリック医薬品を希望するときは？

ジェネリック医薬品は市販薬ではなく、処方せんが必要な薬です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

☆保険証台紙の裏面に「ジェネリック医薬品希望シール」が貼ってあります。保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りしています

酒田市の国保に加入している方に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の差額がどのくらいになるかお知らせする「差額通知」を年3回お送りしています。

酒田市では、令和4年度に処方されたお薬の数量の84.7%がジェネリック医薬品でした。

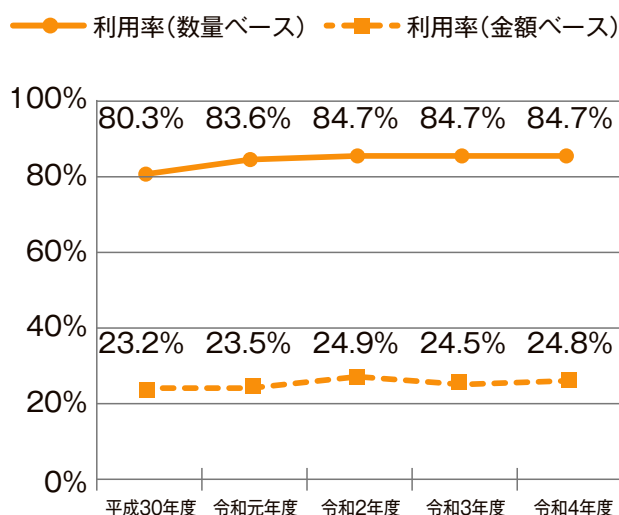
(山形県国保連合会資料より)



安全性は？

ジェネリック医薬品は、国の厳格な審査により、新薬と同等の安全性を持つと認められたものが承認されています。

酒田市の利用率の推移(各年度平均)



(資料:山形県国保連合会)

マイナンバーカードでお薬情報が閲覧・提供できます

マイナンバーカードをお持ちの方で、カードの健康保険証利用の申込をした方については、マイナポータルでご自身が薬局で受け取った過去のお薬情報(※)を閲覧できます。また、医療機関や薬局では、ご本人の同意を得た上で、その情報について医師や薬剤師と共有して診療や服薬管理を受けることができます。

※令和3年9月以降の情報が参照できます。それ以前に処方されたお薬については、従来どおり、「お薬手帳」で確認する必要があります。

リフィル処方箋とは？

リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者さんについて、医師が長期処方を可能と判断した場合に、同じ薬を最大3回まで繰り返しもらうことができる処方箋です。

リフィル処方箋のメリット

- ・医療機関を受診する回数が少なくなり、医療費の節約につながる。
- ・受診時に感染症にかかるリスクが軽減される。

リフィル処方箋の使い方

1回目は、通常の処方箋と同様、処方された日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。調剤後は、薬局からリフィル処方箋（原本）の返却がありますので、なくさないよう保管してください（コピー不可）。2回目以降は、リフィル処方箋に書かれた調剤予定日の前後7日以内に薬局で調剤してもらいます。医師の診察なしで薬を受け取るため、服用中に気になる点や症状の変化があれば薬剤師へ相談してください。



医療機関の適正受診にご協力ください



国民健康保険は、もしものときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国保税を出し合って医療費をみんなで支え合う、助け合いの制度です。以下の点にご協力をお願いします。

☆救急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう

休日、夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。

また、時間外診療や休日・夜間の受診は割増料金となり、自己負担も大きくなります。

☆「はしご受診」はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。「はしご受診」は医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう可能性もあります。

☆「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」は、ご自身及びご家族の普段の健康管理をしてくれる身近な医師のことです。日頃の診察の他にも、予防や指導なども含め、健康について気軽に相談しましょう。

★夜間に受診するか迷ったときは「救急電話相談」をご利用ください。 ◆毎日午後6時～翌朝8時

- ・小児救急電話相談（15歳未満対象） プッシュ回線 #8000 ダイヤル回線 ☎ 023-633-0299
- ・大人の救急電話相談（15歳以上対象） プッシュ回線 #8500 ダイヤル回線 ☎ 023-633-0799

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

- ①負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。
→何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害（通勤途中・勤務中の負傷）に該当する場合は国民健康保険が使えません。
- ②施術が長期にわたる場合は、内科的要因（ケガではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、柔道整復師に相談のうえ医師の診断を受けましょう。
- ③領収証を必ずもらいましょう。

※平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。